

公示番号：180035

国名：スリランカ

担当部署：地球環境部 環境管理グループ 環境管理第一チーム

案件名：西部州における廃棄物マスタープラン策定支援プロジェクト詳細計画策定調査（廃棄物管理／環境社会配慮）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：廃棄物管理／環境社会配慮
- (2) 格付：2号～3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年4月下旬から2018年6月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	14日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年4月17日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	廃棄物管理および環境社会配慮に係る各種業務
対象国／類似地域	スリランカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スリランカは、約 65,607 平方キロメートルの国土に人口約 2,100 万人を擁す南アジアの島国であり、近年の著しい経済成長や急速な人口増加により廃棄物の排出量が増加し、2013 年の調査における一般廃棄物発生量は約 10,800 t/日に達している。

こうした現状に対し、スリランカ政府は持続可能な廃棄物管理の実現を目指し、国家方針に基づく法的枠組み整備・体制強化に取り組んできた。具体的には、2000 年に「廃棄物管理国家戦略」を制定、さらに「国家開発 10 カ年計画（2006 年～2016 年）」に基づき、2006 年に管理マニュアルの提供や技術支援等を通じた自治体に対する廃棄物管理問題の改善支援を行う「全国廃棄物管理支援センター（NSWMSVC）」を設置した。続く 2007 年には「廃棄物管理国家政策」を制定、2008 年には自治体を実施する廃棄物管理事業に対し中央環境庁（CEA）（マハヴェリ開発・環境省（MoMDE）の傘下）が無償資金供与を行う「ピリサル・プログラム」を開始し、コンポストプラントを建設した。しかしながら、廃棄物管理の改善は依然限定的で、分別収集及び再資源化による減量化の推進不足、不法投棄やオープンダンピング（直接埋立）等の不適切な処理、これに伴う環境汚染等の課題を抱えている。

我が国は、こうしたスリランカ政府の取組みに対して、様々な協力を実施してきた。2002 年～2003 年には「地方都市環境衛生改善計画調査」において中央政府から地方自治体に向けた支援体制の構築を提言し、NSWMSVC の設置を促進した。2007 年～2011 年には「全国廃棄物管理支援センター能力向上プロジェクト」において NSWMSVC の能力強化を実施した。続く 2011 年～2016 年には「廃棄物処分場における地域特性を活かした汚染防止と修復技術の構築（SATREPS）」において、現地調達可能な資材を用いた低コスト・低メンテナンス・低環境負荷の最終処分場汚染防止・修復技術を開発し、その普及を促すための、最終処分場維持管理手法及びモニタリング手法を示した独自のガイド（SATREPS ガイド）を作成した。また 2015 年～2016 年には「廃棄物管理分野に関する情報収集・確認調査」を実施し、NSWMSVC による自治体への技術指導の状況や、SATREPS ガイド活用の見通し、主要自治体の廃棄物管理に関する優先課題の特定や支援ニーズを確認した。現在、2017 年からマハヴェリ開発・環境省の中央環境庁（CEA）に対し廃棄物分野の個別専門家を派遣し、SATREPS ガイドの活用・普及促進及び CEA 行政官の能力向上に取り組んでいる。

本案件の対象地域である西部州は、スリランカ最大の都市であるコロombo県を含む 3 県（District）・48 自治体から成り、約 590 万人の人口を擁する。同州における一般廃棄物発生量は約 3,400 t/日で、近年の港湾商業地域開発等の都市計画により、企業活動の活性化・経済発展に伴う廃棄物排出量の増加が予想されている。同州における処分場の多くはオープンダンピングであり、環境への負荷に加え、健康被害や管理上

の安全性が課題となっている。例えばコロombo市の廃棄物を受け入れてきたミートタムツラ処分場は、周囲を住宅に囲まれており、健康上の被害やリスクがあるとして長年近隣住民から行政に対する訴訟や抗議行動が行われてきた他、地下にある軟弱地盤層による地滑りの危険性や、高く積まれた廃棄物層の崩落の危険性が指摘されてきた。一方、他ドナーやスリランカ政府の自己資金により、最終処分場や廃棄物発電施設の建設等に関するプロジェクトが複数計画されているが、廃棄物処理関連施設やプロジェクトは、多数の省庁・実施機関の下で個別に整理・実施されており、廃棄物管理に関する包括的な計画の未整備、中央・州・地方政府間及び各省庁間での連携不足・不明瞭な業務所掌が課題として認識されている。

このような状況下、2017年4月、西部州コロombo県にあるミートタムツラ処分場において堆積物が崩落し、多くの死傷者や家屋損壊等の被害が生じた。これを受けた同国内からの廃棄物管理に対する問題意識及び支援を求める声の高まりもあり、シリセーナ大統領およびウィクラマシンハ首相は早期のごみ問題解決を指示した。これを受けてスリランカ政府は、既存のプロジェクトを含めた廃棄物管理に係る計画・活動をより一層推進しているところである。しかし、前述した関連機関の連携不足に加えて、住民の当事者意識不足や、廃棄物管理関連施設の建設予定地周辺住民からの反対等により、西部州においてもプロジェクトの多くが難航している。

かかる背景の下、スリランカ政府は我が国に対し、西部州における中央・州・地方政府が連携した中長期的な廃棄物管理計画（マスタープラン）の早期作成に対する支援を要請した。

本詳細計画策定調査では、要請内容をもとに、プロジェクトの実施体制及び活動内容を含むフレームワーク全体について確認・協議し、関連する合意文書を締結することを目的としている。

環境社会配慮に関して、本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと予察されるため、カテゴリBに分類されている。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、併せて、JICAの環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）を十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2018年4月下旬）

- ①要請書・関連報告書等の資料を収集・分析し、要請背景・内容等を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。また、他の調査団員等と協議の上、スリランカ側関係機関（カウンターパート（以下、「C/P」という。）機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票を事前にスリランカ側に配布する場合には、JICA担当部署と相談の上、JICAスリランカ事務所を通じて配布する。
- ②本詳細計画策定調査で合意予定のM/M（Minutes of Meetings）（案）、R/D（Record of Discussions）（案）作成に協力する。
- ③本プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）

案について、担当業務に関連する部分を中心に助言を行う。

- ④担当業務に関連する部分を中心に、対処方針（案）（和文）作成に協力する。
- ⑤他の調査団員等と協議の上、現地での訪問先の選定、調査日程（案）の作成に協力する。
- ⑥調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（２０１８年５月上旬～５月中旬）

- ①JICA スリランカ事務所等との打合せに参加する。
- ②事前にスリランカ側関係機関に配布した質問票を回収し、分析する。
- ③情報収集・確認調査結果及び国内準備期間での検討を踏まえて、担当業務に係る情報・資料を追加収集し、現状の把握を行う。具体的に想定されている内容は以下のとおり。
 - ア) 先方政府の要請の背景及び内容
 - イ) 廃棄物管理に係る政策・計画及び法制度
 - ウ) 土地取得に係る法制度
 - エ) 廃棄物管理に係る下記組織の概要（組織図、部署別業務内容・職員数、財務状況・予算の推移）及び西部州の廃棄物管理における所掌事務、職員の経験・能力
 - a.地方自治・議会省
 - b.全国廃棄物管理支援センター
 - c.マハヴェリ開発・環境省
 - d.中央環境庁
 - e.メガポリス・西部州開発省
 - f.保健省
 - g.西部州議会政府
 - h.西部州廃棄物管理公社
 - i.コロンボ市役所
 - オ) 西部州における廃棄物管理の現状（収集運搬、中間処理、最終処分、料金システム、財務・経営、住民啓発、民間活用等）
 - カ) 西部州廃棄物管理公社が指導・とりまとめを行っている西部州内各自治体の廃棄物管理アクションプランの策定・運用状況
 - キ) 他ドナー（特に世銀等）及びスリランカ政府の自己資金による類似プロジェクトの実施状況
 - ク) 本プロジェクトに対する各関係機関のニーズ
 - ケ) 本プロジェクトのスリランカ側の実施体制
- ④環境社会配慮に関して、以下の情報収集、検討を行う。
 - ア) 戦略的環境アセスメント（SEA）、環境影響評価（EIA）制度、住民移転・用地取得に係る法制度、関係機関、実施体制、実施状況についての調査。
 - イ) 予備的スコーピング（予備的な影響項目の選定）の実施と、それに基づく環境社会配慮の調査項目等の作成。なお、ここで言う「予備的」とは、本技術協力プロジェクトの結果として西部州における廃棄物マスタープランが策定され、マスタープランの中で中長期的な廃棄物処理施設及び収集運搬施設等の整備計画が策定されるため、その前段階でいくつかの可能性を想定し、スコーピングを行う事を指す。

- ウ) 情報公開用の予備的環境社会配慮調査結果(英文)の作成
- ⑤本プロジェクトの実施に必要な投入(専門家、研修、機材、C/Pの配置、ローカルコストの負担)について検討する。
 - ⑥スリランカ側関係機関とのプロジェクトのフレームワークに係る協議に参加し、JICA調査団員をサポートする。
 - ⑦PDM案、PO案、R/D案及びM/M案の作成に対して助言を行う。
 - ⑧担当分野に係る現地調査結果をJICAスリランカ事務所等に報告する。
 - ⑨評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)について担当業務の技術的な観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)(和文・英文)作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間(2018年5月下旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文・英文)作成に協力する。
- ②収集資料を整理・分析する。
- ③現地調査における検討結果・合意内容をもとに、本プロジェクトの実施に必要な投入の詳細について助言を行う。(概算事業費、専門家の業務量、必要な機材の参考価格等)
- ④帰国報告会、国内打合せに出席し、担当業務に係る調査結果を報告する。
- ⑤担当業務に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当業務に係る詳細計画策定調査報告書(和文)
- (2) 環境社会配慮調査結果(英文)
- (3) 収集資料一式

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田からの直行便、もしくは成田/羽田⇄シンガポール/バンコク/クアラルンプール/香港⇄コロンボを標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

現地業務期間は2018年5月6日～5月19日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始する予定です。

- ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 廃棄物管理/環境社会配慮 (本コンサルタント)
- エ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。)
- エ) 通訳傭上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA がアレンジします。なお、JICA 職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料は JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

「スリランカ国 廃棄物管理分野に関する情報収集・確認調査ファイナル・レポート」

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025127.html>

「スリランカ国 廃棄物管理分野に関する情報収集・確認調査ファイナル・レポート 資料編」

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025128.html>

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール:
 - ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文: 以下の同意文を含めてください。
「標記資料その他配布資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル

提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。

- ③その他本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム（TEL: 03-5226-9539、E-mail: gegem@jica.go.jp）にて配布します。

「スリランカ国西部州における廃棄物マスタープラン策定支援プロジェクト」
要請書（写）

（3）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上